

埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十五条第十四項ただし書（法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第七項（法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。次条第一項第七号において「省令」という。）第三十七条第二項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区等を表示する標識の寸法について定めるものとする。

(標識の寸法)

第二条 前条に規定する規定により条例で定める標識の寸法は、次の各号に掲げる標識の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、地形その他の地域の状況により当該標識の寸法（地上高の部分に限る。以下この項において同じ。）を縮小することが適当であると認められるときは、当該標識の寸法は当該各号に定める寸法未満の寸法とすることができる。

一 法第十五条第十三項に規定する指定猟法禁止区域を表示する標識 制札は一辺三十センチメートル以上とし、支柱を用いる場合にあつては、当該支柱は地上高八十センチメートル以上とすること。

二 法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十三項に規定する鳥獣保護区を表示する標識 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるとおりとすること。

イ 標柱を用いる標識 地上高百二十センチメートル以上とすること。

ロ 制札を用いる標識 制札は縦三十六センチメートル以上及び横四十五センチメートル以上とし、支柱を用いる場合にあつては、当該支柱は地上高八十センチメートル以上とすること。

三 法第二十九条第四項において準用する法第十五条第十三項に規定する特別保護地区を表示する標識 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるとおりとすること。

イ 標柱を用いる標識 地上高百二十センチメートル以上とすること。

ロ 制札を用いる標識 制札は縦三十六センチメートル以上及び横四十五センチメートル以上とし、支柱を用いる場合にあつては、当該支柱は地上高八十センチメートル以上とすること。

四 法第三十四条第五項に規定する休猟区を表示する標識 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるとおりとすること。

イ 標柱を用いる標識 地上高百二十センチメートル以上とすること。

ロ 制札を用いる標識 制札は一辺三十センチメートル以上とし、支柱を用いる場合にあつては、当該支柱は地上高八十センチメートル以上とすること。

五 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第五項に規定する特定猟具使用禁止区域を表示する標識 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるとおりとすること。

イ 標柱を用いる標識 地上高百二十センチメートル以上とすること。

ロ 制札を用いる標識 制札は縦三十六センチメートル以上及び横四十五センチメートル以上とし、支柱を用いる場合にあつては、当該支柱は地上高八十センチメートル以上とすること。

六 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第五項に規定する特定猟具使用制限区域を表示する標識 制札は一辺三十センチメートル以上とし、支柱を用いる場合にあつては、当該支柱は地上高八十センチメートル以上とすること。

七 省令第三十七条第一項に規定する特別保護指定区域を表示する標識 制札は縦七十センチメートル以上及び横九十センチメートル以上とし、支柱を用いる場合にあつては、当該支柱は地上高八十センチメートル以上とすること。

2 前項に定めるもののほか、同項各号に掲げる標識の寸法は、当該各号に掲げる標識の区分ごとに規則で定める寸法とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。